平成２７年（フ）第２３８号
北海道旭川市東７条６丁目４番２号　カシワハイツ３号室
債務者　原　　清子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４２号
愛知県岡崎市宇頭町字後久17番地３　エレガンスハイツ後久２―103、前住所愛知県知立市牛田町宮本61番地１　レオネクスト恵104号
債務者　大西　勝己
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
岩手県宮古市八木沢１丁目５番20号
債務者　高橋　博彰
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月17日午後２時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第３２３号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1105番地95
債務者　飯塚　利明
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４９号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目26番地１　シャーメゾンしらさぎＤ棟102号室
債務者　田﨑　英臣
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５０号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目26番地１　シャーメゾンしらさぎＤ棟102号室
債務者　田﨑　径子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５８号
栃木県宇都宮市上御田町500番地　カーサＫⅡ202、前住所埼玉県加須市諏訪２丁目７番12号　アルドーレ103
債務者　上原　一樹
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６０号
栃木県宇都宮市鶴田町2051番地８
債務者　リフォームベルこと　鈴木　清香
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２号
栃木県栃木市日ノ出町20番１号　サンパティエコート202、従前の住所栃木県栃木市神田町３番14号
債務者　山口　淑子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第４９５号
静岡市駿河区有明町６番１―608号
債務者　伊藤　季子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８３６２号
東京都八王子市堀之内３丁目31－４－101
債務者　青山　浩司
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３９２号
東京都荒川区西日暮里６丁目32－４－302
債務者　蔡　　雙
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３９３号
東京都新宿区中井１丁目２－４－303
債務者　山永　明子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４２０号
東京都葛飾区金町２丁目21－１－307
債務者　大川　　栄
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４２５号
東京都中野区本町４丁目９－２
債務者　奈良　　勇
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部